

# 「竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例（案）」に関する 意見募集（パブリックコメント）について

令和6年10月21日  
竹富町農林水産課

## 1 条例（案）制定の背景

西表島、波照間島を中心に飼養されていたヤギの逸失により、野生化したと考えられるヤギが繁殖し数十頭規模の群れとなし、西表島においては植生への食害等が確認され、今後繁殖が拡大していくことで生態系への影響が懸念されている。また、波照間島においては農作物（さとうきび）への食害が確認されている状況である。

西表島においては、沖縄県による捕獲作業が実施されているが、現状野生化したとみられるヤギを捕獲すると共に、現状飼養されているヤギが逸出し今後野生化を防ぐ為、適正に飼養される必要があることから条例（案）を策定するものである。

## 2 条例（案）の主なポイント

### 【1】家畜（ペット）としてのヤギの適正飼養・管理の徹底

(1) 耳標、首輪、足環等の装着の義務づけ：これは飼いヤギか「ノラヤギ」、「ノヤギ」とを区別する必要があるためになされます。もし万が一ヤギが逃げ出しても耳標等が確認できれば飼い主を探索するのに役立ち、飼い主の権利・利益を守ることに繋がります。

(2) 放し飼いの禁止	} このヤギ問題は、農作物（さとうきび）への食害や竹富町の豊かな自然植生への食害等が深刻化したために行うものですから、屋外にヤギを放置しないことが何よりも重要になります。そのため「放し飼い」、「逸走」及び「遺棄」は厳正に規制する必要があります。
(3) 逸走の防止	
(4) 遺棄の禁止	

(5) 飼い主の第三者への迷惑行為（第三者の土地又はその工作物若しくは農作物を荒らすなどの行為）の禁止

(6) 飼育場所の清潔性、衛生性の保持（悪臭、衛生害虫等を発生させないこと）

### 【2】屋外個体（放し飼い個体又は野良化（野生化）個体）への対処

(1) 屋外にいるヤギへの給餌等の禁止

(2) 屋外個体の捕獲：捕獲後は、飼い主への返還又は新規飼い主の募集などを行います。

(3) 返還・譲渡不可個体の殺処分

### 【3】その他

(1) 地元の関係者との協働体制の構築

(2) 条例運用に関する第三者委員会の設置

(3) 町長の行政指導及び行政処分に係る権限の付与

(4) 条例違反者に対する最高5万円以下の過料（罰則）の適用

## 3 意見提出手続

### (1) 問合せ先

竹富町役場 農林水産課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL 0980-82-3116

### (2) 意見募集対象

別紙 竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例（案）

### (3) 資料の入手方法

ア 竹富町ホームページへの掲載

イ 竹富町役場農林水産課（(1) 問合せ先）での配布・閲覧

### (4) 意見提出期間

令和6年10月21日（月）から令和6年11月8日（金）まで

※郵送の場合は締切日必着

※本件については、緊急性の高い事案ゆえに早急に議会の審議にかける必要があると同時に、当該事業は環境省や県との協働で進められており、30日以上意見提出期間を設定することで、各関係機関とあらかじめ協議した事業の実効的運営に多大な支障を来すと認められるため、行政手続法第40条に基づき上記期間に設定しています。

### (5) 意見提出方法

ア 郵送の場合：以下の宛先に締切日必着にて提出

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1 竹富町役場農林水産課 宛て

イ FAX の場合：0980-83-5863

ウ 意見提出フォームの場合：<https://logoform.jp/form/JFb9/777525>

※上記 URL にアクセスいただくと、意見提出フォームが表示されます。意見の内容を含む必要事項を所定のフォームに記入ください。

エ 持参の場合：竹富町役場農林水産課、又は出張所に提出

## (6) 意見提出に関する共通注意事項

ア 意見提出フォーム以外の場合、件名に必ず、「竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例(案)への意見」と御記入ください。

イ 本文の様式は問いません。

ウ 意見提出者の住所、氏名(団体の場合は団体名)、電話番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は、住所、氏名、電話番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。

エ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

オ 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

カ 意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。

キ 電話での意見は受けかねますので御了承ください。

## 5 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

## 6 今後の主なスケジュール(予定)

令和6年11月下旬

・提出された意見を取りまとめた上、公表

令和6年12月上旬

### 【問合せ先】

竹富町役場農林水産課 農林水産係

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL：0980-82-3116 (直通)

E-mail：norinsuisan@town.taketomi.okinawa.jp